



WWF ジャパン
(公財)世界自然保護基金ジャパン
〒105-0014 東京都港区芝 3-1-14
日本生命赤羽橋ビル6F
TEL: 03-3769-1711 FAX: 03-3769-1717

2012年5月30日

民主党環境部門会議資料

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の抜本的改正について
- 「種の保存法」改正なくして、愛知目標の目標達成なし -

WWF ジャパン

●愛知目標を達成する為には、『「種の保存法」改正なくして、愛知目標の目標達成なし』別表参照。

2010年生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の目標12「2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される」に貢献するためには、種の保存法を改正することが効果的である。生物資源を大量に消費する我が国は、とりわけ絶滅危惧種の保全に向けた取り組みが求められている。現行法のままでは、国際的協力を積極的におこなっているとは評価できない。本年10月にインドで開催されるCOP11まで、日本は議長国の任に当たっている。議長国にふさわしく、積極的な国際貢献として、種の保存法を生物多様性の保全に資する法律と位置づけることが必要である。また、WWFジャパンを始め、日本自然保護協会や野鳥の会など様々な団体が2000年以降、種の保存法の改正を求めてきたが未だに改正に着手されていない。

●ワシントン条約(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)が採択され38年が経過している。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)が1992年に制定され、20年が経過している。しかしながら、環境省レッドリスト掲載の絶滅危惧種3,155種の内、わずか2.7%にあたる国内希少野生動植物種87種(亜種・変種を含む)程度しか指定されていないのが日本の現状である。「我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検会議」などで明らかになった課題を解決していく為には、早期の法改正が不可欠である。

●現在示されている「次期生物多様性国家戦略骨子(案)」には、「重点的に取り組むべき施策」として「絶滅危惧種の保全状況を評価するために必要な情報の収集」が記述されている程度である。「種の保存法」は制定20年を経過しており情報の収集ではなく、保全の為の法改正や実効性の確保を優先すべきである。

●種の保存法における政令指定種は、現在のところ陸上や陸水に生息・生育する野生生物種にほぼ限定されており、沿岸・海域に生息・生育する海洋生物は、殆ど指定されていない。これは、1993年4月に水産庁長官と環境庁自然保護局長との間に結ばれた覚書に起因しているが、沿岸・海域のサンゴ礁など早急に保全が必要な種もある。環境省は、沿岸・海域に生息・生育する海洋生物のレッドデータブックの作成を急ぐとともに、水産庁との覚書を見直し、沿岸・海域に生息・生育する野生生物を種の保存法の政令指定種に指定すべきである。

●生息地の指定、連続性を回復する取組について

我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検会議の結果を踏まえ、生物多様性国家戦略に個別法を超えた計画を書き込むべきである。

点検会議の調査結果からも分かるように、絶滅のおそれのある野生生物の生息・生育地は、森林伐採や面的開発による縮小・分断、汚染や埋立て等による劣化・消失など減少の一途をたどる一方、生息地等保護区の設定は7種9カ所885ha（うち管理地区は385ha）に過ぎない。生物多様性条約第10回締約国会議（以下、COP10）において採択された愛知目標は2020年までに、目標11. 少なくとも陸域・陸水域の17%、海域・沿岸域の10%を生態学的によく連結された保護地域とし周辺の陸上景観・海域景観と統合する、目標12. 既存の絶滅危惧種の減少を防止し減少している種に対する保全状況を改善する、目標15. 劣化した生態系の少なくとも15%を含む生態系の保全と回復を図る、という目標を含んでいる。これらの目標の達成は、個別の法制度の実効性を高めるのみでは不可能であり、生物多様性基本法に基づき生物多様性国家戦略に、野生生物の生息生育地の連続性を回復するような、個別法を超えた計画を書き込む必要がある。

（注）参考改正スケジュール

2012年改正へ着手→2013年通常国会→2014年施行→2020年まで残り6年
現実には、2020年の1年前に達成の評価をするので、実質5年。

【参照】

2011年12月22日 絶滅のおそれのある野生生物の保全施策に関する意見書
<http://www.wwf.or.jp/activities/2011/12/1035622.html>

2012年4月12日 中央環境審議会 自然環境・野生生物合同部会 第2回生物多様性国家戦略小委員会 WWF ジャパン意見：生物多様性国家戦略は、愛知目標を達成する為のメルクマールとなるべき
http://www.biodic.go.jp/biodiversity/wakaru/initiatives/files/unite_2012_01_sub2st/0412_ref2-1.pdf

20の愛知目標に照らし合わせた種の保存法改正の必要性

WWFジャパン資料

愛知目標		法改正の必要性
目標1	人々が生物多様性の価値と行動を認識する	種の保存法を改正し、教育・普及啓発を進める。生物多様性基本法の第22条「国民の理解の増進」と同様の条項を設ける。
目標2	生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる	経済的価値を有する生態系サービスが損なわれないよう、国および地方は行政施策を立案する必要がある。
目標3	生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・提供される	有害な補助金制度を受けた開発が希少種の生息状況を危機的にしている。種の減少要因は、開発の影響が最も大きい。
目標4	すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する	持続可能な生産・消費の目安として、エコロジカル・フットプリントを指標として扱い、種の保存を図るべき。
目標5	森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する	陸域の動植物の過半数は森林に生息しており、森林の破壊が絶滅を加速させている。海洋その他の生息域とともに損失を防ぐ。
目標6	水産資源が持続的に漁獲される	過剰漁獲を避け、枯渇の危機にある種に対して回復計画や保護施策を実施する。絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくす。
目標7	農業・養殖業・林業が持続可能に管理される	農林業と養殖業は、生物多様性とも深くつながっている。例えば、水田を生息地とする希少生物は多い。
目標8	汚染が有害でない水準まで抑えられる	化学肥料の使用などにより窒素やリンが環境中に過剰となり、水生生物に影響を与えている。
目標9	侵略的外来種が制御され、根絶される	侵略的な外来生物の影響が希少種に大きなインパクトを与えている。
目標10	サンゴ礁など気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する	酸性化は海洋の環境を改変する。特に、サンゴ類は急速に危機的状況が迫っている。絶滅の恐れのある希少なサンゴへの保全の手立てがない。
目標11	陸域の17%、海域の10%が保護地などにより保全される	保護地域は保全の核心。陸域・海域ともに、我が国の保護区は目標値を目指すべき。
目標12	絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される	目標12は種の保存法改正の核心である。 沿岸・海洋に生息・生育する生物のレッドデータブックの作成を急ぎ、希少な海洋生物も種の保存法の政令指定種に指定すべき。 47都道府県の内、31都道府県で希少種条例が施行されているが、16県が未整備。生物多様性地域戦略の策定状況は、わずか16都道府県の策定に留まっている。30を超える県が未整備。
目標13	作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される	希少な作物や家畜も種の保存という観点から重要。
目標14	自然の恵みが提供され、回復・保全される	種の保存だけではなく生態系や生息地の保全も進め、生態系サービスを充足させる視点が必要。
目標15	劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ、気候変動の緩和と適応に貢献する	気候変動による生態系へのインパクトは大きく、種の絶滅を加速させている。
目標16	ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される	名古屋議定書に関する国内法を整備し、種の保存法との連携を図ることで、遺伝資源へのアクセスと利益の公衡な配分を実現すべき。
目標17	締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する	絶滅の恐れのある種や生息地の保全は、その計画に市民参加を得ることでより効果的となる。生物多様性基本法では市民参加がうたわれているので、種の保存法にも市民参加を規定すべき。
目標18	伝統的知識が尊重され、主流化される	種の保存の為には、地域の伝統的な知識が重要。

目標19	生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される	絶滅危惧種の保全状況を評価するために必要な情報の収集は重要。
目標20	戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する	施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置の手立てがない。条文にも欠落している。